

## 改正

平成21年2月23日要綱第5号

平成22年1月21日要綱第1号

平成23年3月23日要綱第7号

平成25年1月22日要綱第24号

平成26年12月8日要綱第26号

### 南風原町障がい者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

（目的）

**第1条** この要綱は、身体障がい者（児）知的障がい者（児）、精神障がい者（児）及び難病疾患者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

**第2条** 用具の給付等を受けることができる者は、次に掲げる各号に該当する者とする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者のうち、別表の用具の種類に応じて、それぞれ同表の「対象者」欄に掲げる身体障がい者で在宅の者
- （2） 療育手帳を所持する知的障がい者のうち、別表の用具の種類に応じて、それぞれ同表の「対象者」欄に掲げる知的障がい者で在宅の者
- （3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する身体に障害のある児童又は知的障がいのある児童（以下「障がい児」という。）のうち、別表の用具の種類に応じて、それぞれ同表の「対象者」欄に掲げる障がい児で在宅の者
- （4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患のある者のうち、別表の用具の種類に応じて、それぞれ同表の「対象者」欄に掲げる精神障がい者で在宅の者
- （5） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する政令で定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）であって医師の診断書等に基づく疾病の状態により別表の用具の必要性が認められるもの

(6) 貸与については、第1号及び第2号に掲げるもののうち、別表の用具の種類に応じて、それぞれ同表の「対象者」欄に掲げるもので在宅の者であって、かつ、町県民税非課税世帯に属する者

(7) 別表用具の「種類」欄に掲げる点字器、頭部保護帽、人工咽頭、歩行補助つえ（一本つえ）、収尿器、ストマ用装具については在宅以外（入院中又は施設入所）でも対象となる。

(用具の種類)

**第3条** 給付等の対象となる用具は、別表の「種類」欄に掲げる用具とする。

(給付等の申請)

**第4条** 用具の給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の給付等申請書及びその他町長が必要と認める書類を町長に提出しなければならない。

2 用具の給付等を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付等を受けた日から別表の「耐用年数」欄に掲げる期間以内においては、同じ用具の申請をすることはできない。ただし、児童の成長等やむを得ない理由があると町長が認めた時は、この限りではない。

(給付等の決定)

**第5条** 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、所定の調査書を作成し、給付等の可否を決定し、その旨を所定の通知書により申請者に通知するとともに、給付券（却下及び貸与の場合を除く。）を交付するものとする。

2 ストマ用装具及び紙おむつは、1回の申請で6カ月分まで交付決定ができるものとする。

(費用の負担)

**第6条** 受給者は、当該用具の給付等に要する費用の一部を事業を実施する者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額は、法に基づく補装具費の支給の例による。

3 用具の貸付料は、無償とする。

(費用の支払い)

**第7条** 町長は、事業を実施する者から用具の給付等に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から前条第1項の規定により受給者が事業を実施する者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の「基準額」欄に定める額の範囲内とする。

(用具の管理)

**第8条** 用具の給付等を受けた者は、常に善良なる管理者の注意をもって用具を管理するとともに、

給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 町長は、用具の給付等を受けた者が前項に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 用具の貸与を受けた者は、用具を破損又は滅失したときは、速やかに町長に報告するとともに、天災等特別の事情がある場合を除き、貸与を受けた者の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 用具の貸与を受けた者は、住所を町外に移したとき、用具を必要としなくなったとき、第2条第6号に該当しなくなったとき、又は第1項の規定に違反したときは、当該用具を返還しなければならない。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

(関係要綱の廃止)

- 2 南風原町心身障害児・者に係る日常生活用具給付等事業実施要綱（平成16年南風原町要綱第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による廃止前の南風原町心身障害児・者に係る日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づき、給付等の申請を受理しているものに対する給付等に関しては、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年2月23日要綱第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年1月21日要綱第1号）

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月23日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年1月22日要綱第24号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年12月8日要綱第26号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に給付されている南風原町障がい児（者）日常生活用具等についてはこの規則により給付されたものとみなす。

別表（第2条、第3条、第4条、第7条関係）

区分	種類	耐用年数	基準額（円）	対象者
介護・訓練支援 用具	特殊寝台	8	154,000	下肢又は体幹機能障害で2級以上 である者
	特殊マット	5	19,600	
	特殊尿器	5	67,000	
	入浴担架	5	82,400	
	体位変換器	5	15,000	
	移動用リフト	4	159,000	
	訓練いす	5	33,100	18歳未満で、下肢又は体幹機能障 害で2級以上である者
	訓練用ベッド	8	159,200	
自立生活支援 用具	入浴補助用具	8	90,000	下肢又は体幹機能障害で2級以上 である者
	便器	8	4,450 (手すりをつけた場合は5,400)	
	T字状・棒状のつえ	3	5,300	平衡機能又は下肢若しくは体幹機 能障害で5級以上である者
	移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	8	60,000	
	頭部保護帽 (既製品は、80%の 範囲内)	3	36,750	
				平衡機能又は下肢若しくは体幹機 能障害者 てんかんの発作等により頻発に転 倒する知的障害児（者）・精神障 害者

	特殊便器	8	151,200	上肢障害で2級以上である者
	火災警報器	8	15,500	火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯
	自動消火器	8	28,700	
	電磁調理器	6	41,000	視覚障害で2級以上である者
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10	7,000	
	聴覚障害者用屋内信号装置	10	87,400	聴覚障害で2級以上である者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	5	51,500	腎臓機能障害者
	ネブライザー（吸入器）	5	36,000	呼吸器機能障害者、又は身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害に限る）の記載があるもの。ただし、下肢又は体幹機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害の場合は、医師の意見書等により自己排痰困難で痰粘性を軽減し痰の喀出を容易にする、霧状にした治療薬剤等の吸入などを目的に当該用具を必要と認められる者に限る（一過性のものではなく回復の見込みがないもの）
	電気式たん吸引器	5	56,400	呼吸器機能障害者、又は身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害に限る）の記載

				があるもの。ただし、下肢又は体幹機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害の場合は、医師の意見書等により自己排痰困難であり当該用具に依らなければ痰の喀出が困難であると認められる者に限る（一過性のものではなく回復の見込みがないもの）
	酸素ボンベ運搬車	10	17,000	呼吸器機能障害をもつ在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式）	5	9,000	視覚障害で2級以上である者
	盲人用体重計	5	18,000	
	盲人用血圧計	5	18,400	視覚障害で2級以上である者
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	5	98,800	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者
	情報・通信支援用具 ※	6	100,000	上肢機能障害で2級以上である者又は視覚障害で2級以上である者
	点字ディスプレイ	6	383,500	視覚障害で2級以上である者
	点字器	5	10,400	
	点字タイプライター	5	63,100	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6	89,800	
	視覚障害者用活字文書読上装置	6	115,000	
	盲人用時計	10	13,300	
	視覚障害者用拡大読書器	8	198,000	

				者
	聴覚障害者用通信装置	5	128,000	聴覚障害で2級以上である者
	聴覚障害者用情報受信装置	6	88,900	
	人工喉頭（電池・充電器込）	4	70,100	喉頭摘出者
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	5	157,500	人工呼吸器が必要な難病患者等
	福祉電話（貸与）		83,300	聴覚障害者又は外出困難な障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯
	ファックス（貸与）		7,700	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難な障害者のみの世帯又はこれに準じる世帯
	点字図書	3	公費負担分 （点字図書から自己負担額を控除した額）	視覚障害者
	音声読み上げ装置	5	26,800	視覚障害者で2級以上である者
	視覚障害者用情報受信装置	6	29,000	視覚障害者で2級以上である者
排泄管理支援用具	ストマ装具		（1カ月分） 蓄便 8,900 蓄尿 11,300	ストマ造設者
	紙おむつ等（紙おむ		（1カ月分）	3歳以上の者で、先天性疾患等に

	つ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)		12,000	よる高度の排便機能障害者、又は先天性疾患等による高度の排尿機能障害者、若しくは3歳以前に発症した脳原性運動機能障害者でかつ意思表示困難者
	収尿器（ラテックス又はゴム製）		8,500	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000	下肢、体幹機能障害で2級以上である者、又は乳幼児期非進行性の脳病変の者

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

発令 　　：平成 17 年 11 月 7 日号外法律第 123 号

最終改正：平成 28 年 6 月 3 日号外法律第 65 号

改正内容：平成 28 年 6 月 3 日号外法律第 65 号[平成 28 年 6 月 3 日]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

〔平成十七年十一月七日号外法律第二百二十三号〕

〔総理・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・国土交通大臣署名〕

障害者自立支援法をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

・・・(略)・・・

## 第五節 補装具費の支給

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

・・・(略)・・・

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

発令 　　：平成 18 年 1 月 25 日号外政令第 10 号

最終改正：平成 28 年 3 月 4 日政令第 56 号

改正内容：平成 27 年 12 月 16 日号外政令第 426 号[平成 28 年 4 月 1 日]

## 第一章 総則

(法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっており、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

・・(略)・・

## 第五節 補装具費の支給

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)

第四十三条の二 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。）とする。

2 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が四十六万円であることとする。

(補装具費に係る負担上限月額)

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

・・(略)・・

